

るから、参加承継の申出は却下されない。

工. 審理

49 条は、「訴訟の係属中その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けたことを主張する者が第 47 条第 1 項の規定により訴訟参加をしたときは…」と規定しており、独立当事者参加 (47 条) のルートで参加承継による訴訟承継を実現するものである。しかし、訴訟承継と独立当事者参加は別の制度であり、現行法上、訴訟承継が独立当事者参加のルートを使うのはあくまで形を借りたにすぎない。

両者は審理の規律において決定的に異なる。独立当事者参加では、三者が牽制し合うように 40 条を準用することから明らかなように、三者には独立の当事者権を与えられ、独立当事者参加人は従来の訴訟状態を引き継ぐわけではなく、むしろこれを攻撃するために参加する。これに対し、訴訟承継では、当事者間の公平に基づく訴訟状態を形成せしめていた既存当事者の保護のために、参加人が訴訟状態を引き継ぐ。これにより、独立当事者参加のような三角形的訴訟ではなく、直線的訴訟となる。

(2) 引受承継

[50 条] 義務承継人の訴訟引受け

- ① 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができる。
- ② 裁判所は、前項の決定をする場合には、当事者及び第三者を審尋しなければならない。
- ③ 第 41 条第 1 項及び第 3 項並びに前 2 条の規定は、第 1 項の規定により訴訟を引き受けさせる決定があった場合について準用する。

[51 条] 権利承継人の訴訟引受け

… (略) … 前条の規定は訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた場合について準用する。

case4 : X の Y に対する甲土地所有権に基づく建物取去土地明渡請求訴訟の係属中に、Y が Z に対して地上建物を譲渡したため、X は、Z に対して甲土地所有権に基づく建物取去土地明渡請求を定立した上で、Z を引受人とする訴訟引受の申立てをした (50 条 1 項 - 義務承継人の訴訟引受)。

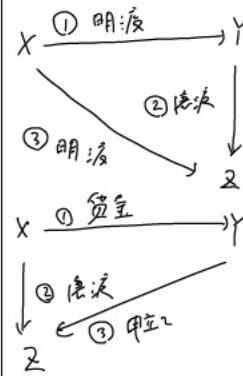
case5 : X の Y に対する貸金返還請求訴訟の係属中に、X が Z に対して貸金債権を譲渡したため、Y が Z を引受人とする訴訟引受の申立てをした (51 条後段 - 権利承継人の訴訟引受)。

ア. 意義

引受承継とは、第三者が訴訟の係属中に「その訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継した」こと (50 条 1 項) 又は「その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた」こと (51 条後段) を承継原因として、第三者が訴訟を引き受けることをいう。

引受承継には、義務承継人の相手方 (原告) の申立てによる義務承継人の訴訟引受 (50 条 1 項)、権利承継人の相手方 (被告) の申立てによる権利承継人の訴訟引受 (51 条後段・50 条) とがある。

高橋 [下] 568~572 頁



イ. 手続

(ア) 申立て

- ・訴訟引受の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行う必要がある (規則 21 条)。
- ・申立てにおいては、引受けの範囲と承継の原因を明らかにする必要がある。
- ・申立ては、事実審の口頭弁論終結時までにしなければならない。

[論点 1] 権利譲渡人からの引受申立て

訴訟の目的である権利の承継があった場合に、被承継人の相手方 (被告) が訴訟引受の申立権を有することについては争いがない。問題は、被承継人にも訴訟引受の申立権があるかである。

例えば、X の Y に対する貸金返還請求訴訟の係属中に、X が Z に対して貸金債権を譲渡した場合、譲渡人 X が Z を引受人とする訴訟引受の申立てをすることができるか。

譲渡人が訴訟から離れたという希望は、訴えの取下げや請求の放棄・譲渡の自白により実現できるから、引受け申立ての必要性ないし利益を基礎づけない。

また、権利譲渡人が引受申立てを望む理由としては、参加承継であれば訴えに準ずる手数料の納付が求められる一方で、引受承継であれば低廉な手数料を納付すれば足りる (民事訴訟費用等に関する法律・別表第 1 の 17 : 一律 500 円) という意味での手数料上の利益もあるが、引受申立てが相手方の既得の地位を保障するための制度であることからすると、手数料上の利益によって引受け申立ての必要性ないし利益を基礎づけることもできない。

さらに、権利譲渡人には譲渡人に有利な訴訟状態を引き継がせることで将来の責任追及を予防するという利益もあるが、権利者である譲受人による承継・別訴に関する選択を優先するべきであるし、権利譲渡人にかかる利益は譲渡人が別訴提起した場合に補助参加することで守ることができる。

そこで、権利譲渡人からの引受申立ては認められないと解する (判例)。

(イ) 請求定立

訴訟の係属中に第三者が「その訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継した」ことを承継原因として、原告が訴訟引受の申立てをする場合 (50 条 1 項) には、原告は義務承継人に対する請求を定立する必要がある (義務承継人の訴訟引受)。

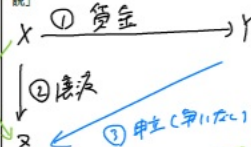
訴訟の係属中に第三者が「その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた」ことを承継原因として、被告が訴訟引受の申立てを行い (51 条後段)、引受決定がなされた場合にも、被告が権利承継人に対する請求を定立する必要があるのかについては争いがある。(権利承継人の訴訟引受)。

裁判 S37.10.12

B (終)

東京高決 S54.9.28・頁 A36 [否定]

既]



高橋 [下] 588 頁

高橋 [下] 588 頁 (高橋 [下] 588 頁)

リーク 597 頁、高橋 [下] 589 頁

高橋 [下] 589 頁

高橋 [下] 574 頁、伊藤 710 頁